

都内で整備される主な施設等の耐用年数表（GAP認証農産物普及促進事業関連）

東京都産業労働局農林水産部
令和3年4月現在

名称	処分制限 期間（年）	種類	分類・根拠	備考欄
冷蔵庫（保冷库） ・冷蔵施設	24	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	
	9	建物	木造又は合成樹脂造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	
	6	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これに類する電気又はガス機器	
農産物加工場	38	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	
	31	建物	金属造りのもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるもの） 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	骨格材の肉厚により処分制限期間が変わる
	15	建物	木造又は合成樹脂造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの	
農薬保管庫	10	器具及び備品	前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの	
パイプハウス ・鉄骨ハウス	14	構築物	農林業用のもの 主として金属造のもの	コンクリート等で基礎を固定しているもの
	10	器具及び備品	前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの	コンクリート等で基礎を固定していないもの
仮設トイレ	7	建物	簡易建物 仮設のもの	
手洗い場、作業台	7	機械及び装置	農業用設備	
電気柵	8	構築物	農林業用のもの その他のもの	
ワイヤーメッシュ柵	14	構築物	農林業用のもの 主として金属造のもの	
	5	構築物	農林業用のもの 主として木造のもの	
冷房装置	6	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 冷房用機器	
照明器具	15	建物付属設備	電気設備（照明設備を含む。） その他のもの	
パソコン	4	器具及び備品	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	
プリンター	5	器具及び備品	事務機器及び通信機器 電子計算機 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	
防薬シャッター	14	構築物	農林業用のもの 主として金属造のもの	

根拠：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十二年三月三十一日大蔵省令第十五号）

最終改正：令和二年三月三十一日財務省令第二六号